

特別養護老人ホーム 浦和しぶや苑 料金表【多床室】

第4段階		○基準費用額《負担限度額第4段階》 居住費:多床室855円 食費:1,880円(1日の単価となります。) ※1ヶ月=30日として計算しています。													R4.10.1	
要介護度	利用居室	自己負担額 (介護保険対象分) (単位/日)	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (単位/日)	個別機能訓練加算(Ⅰ) (単位/日)	看護体制加算(Ⅰ)ロ (単位/日)	夜間職員配置加算(Ⅰ)ロ (単位/日)	1ヶ月30日間	地域加算(さいたま市) 1単位あたりの単価	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (8.3%) (円/月)	特定処遇改善加算(Ⅱ) (2.3%) (円/月)	介護職員等ベースアップ等支援加算 (1.6%) (円/月)	介護保険負担割合 ※1割の場合 (円/月)	食費 (円/月)	居住費 (円/月)	日常生活費 (1日300円) (円/月)	利用料金 (1ヶ月概算)
1	多床室	573	6	12	4	13	×30	×10.68 (※1割は1.068)	1,617	448	312	21,857	56,400	25,650	9,000	112,907
2	多床室	641							1,798	498	347	24,301				115,351
3	多床室	712							1,987	550	383	26,854				117,904
4	多床室	780							2,167	601	418	29,298				120,348
5	多床室	847							2,346	650	452	31,707				122,757

※2割の方は2倍
3割の方は3倍になります。

※希望による

○負担限度額適用者利用料(1ヶ月=30日として 日常生活費9,000円の場合)

第1段階	居住費:多床室0円/日				
	食費:300円/日				
要介護度	介護保険負担割合 (円/月) ※	食費 (円/月)	居住費 (円/月)	日常生活費 (1日300円) (円/月)	利用料金 (1ヶ月概算)
1	21,857	9,000	0	9,000	39,857
2	24,301				42,301
3	26,854				44,854
4	29,298				47,298
5	31,707				49,707

※希望による

第2段階	居住費:多床室370円/日				
	食費:390円/日				
要介護度	介護保険負担割合 (円/月) ※	食費 (円/月)	居住費 (円/月)	日常生活費 (1日300円) (円/月)	利用料金 (1ヶ月概算)
1	21,857	11,700	11,100	9,000	53,657
2	24,301				56,101
3	26,854				58,654
4	29,298				61,098
5	31,707				63,507

※希望による

第3段階①	居住費:多床室370円/日				
	食費:650円/日				
要介護度	介護保険負担割合 (円/月) ※	食費 (円/月)	居住費 (円/月)	日常生活費 (1日300円) (円/月)	利用料金 (1ヶ月概算)
1	21,857	19,500	11,100	9,000	61,457
2	24,301				63,901
3	26,854				66,454
4	29,298				68,898
5	31,707				71,307

※希望による

第3段階②	居住費:多床室370円/日				
	食費:1360円/日				
要介護度	介護保険負担割合 (円/月) ※	食費 (円/月)	居住費 (円/月)	日常生活費 (1日300円) (円/月)	利用料金 (1ヶ月概算)
1	21,857	40,800	11,100	9,000	82,757
2	24,301				85,201
3	26,854				87,754
4	29,298				90,198
5	31,707				92,607

※希望による

※上記金額は、介護保険負担割合が1割の場合の参考金額となります。介護負担割合2割、3割の方は介護負担割合※の金額が2倍、3倍となります。

※基本料金については、施設の体制及び職員配置により加算の有無・金額が変動することがあります。

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、特定処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等ベースアップ等支援加算…基本サービスに各種加算を加えた1ヶ月の総単位数に12.2%(8.3%+2.3%+1.6%)を乗じた額の1割(又は2か3割)が入居者負担となります。

特別養護老人ホーム 浦和しぶや苑 料金表【従来型個室】

第4段階		○基準費用額《負担限度額第4段階》 居住費:従来型個室1,171円 食費:1,880円(1日の単価となります。) ※1ヶ月=30日として計算しています。													R4.10.1	
要介護度	利用居室	自己負担額 (介護保険対象分) (単位/日)	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (単位/日)	個別機能訓練加算(Ⅰ) (単位/日)	看護体制加算(Ⅰ)ロ (単位/日)	夜間職員配置加算(Ⅰ)ロ (単位/日)	1ヶ月30日間	地域加算(さいたま市) 1単位あたりの単価	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (8.3%) (円/月)	特定処遇改善加算(Ⅱ) (2.3%) (円/月)	介護職員等ベースアップ等支援加算 (1.6%) (円/月)	介護保険負担割合※1割の場合 (円/月)	食費 (円/月)	居住費 (円/月)	日常生活費 (1日300円) (円/月)	利用料金 (1ヶ月概算)
1	従来型個室	573	6	12	4	13	×30	×10.68 (※1割は1.068)	1,617	448	312	21,857	56,400	35,130	9,000	122,387
2	従来型個室	641							1,798	498	347	24,301				124,831
3	従来型個室	712							1,987	550	383	26,854				127,384
4	従来型個室	780							2,167	601	418	29,298				129,828
5	従来型個室	847							2,346	650	452	31,707				132,237

※2割の方は2倍
3割の方は3倍になります。

※希望による

○負担限度額適用者利用料(1ヶ月=30日として 日常生活費9,000円の場合)

第1段階	居住費:従来型個室320円/日				
	食費:300円/日				
要介護度	介護保険負担割合(円/月)※	食費(円/月)	居住費(円/月)	日常生活費(1日300円)(円/月)	利用料金(1ヶ月概算)
1	21,857				49,457
2	24,301				51,901
3	26,854	9,000	9,600	9,000	54,454
4	29,298				56,898
5	31,707				59,307

※希望による

第2段階	居住費:従来型個室420円/日				
	食費:390円/日				
要介護度	介護保険負担割合(円/月)※	食費(円/月)	居住費(円/月)	日常生活費(1日300円)(円/月)	利用料金(1ヶ月概算)
1	21,857				55,157
2	24,301				57,601
3	26,854	11,700	12,600	9,000	60,154
4	29,298				62,598
5	31,707				65,007

※希望による

第3段階①	居住費:従来型個室820円/日				
	食費:650円/日				
要介護度	介護保険負担割合(円/月)※	食費(円/月)	居住費(円/月)	日常生活費(1日300円)(円/月)	利用料金(1ヶ月概算)
1	21,857				74,957
2	24,301				77,401
3	26,854	19,500	24,600	9,000	79,954
4	29,298				82,398
5	31,707				84,807

※希望による

第3段階②	居住費:従来型個室820円/日				
	食費:1360円/日				
要介護度	介護保険負担割合(円/月)※	食費(円/月)	居住費(円/月)	日常生活費(1日300円)(円/月)	利用料金(1ヶ月概算)
1	21,857				96,257
2	24,301				98,701
3	26,854	40,800	24,600	9,000	101,254
4	29,298				103,698
5	31,707				106,107

※希望による

※上記金額は、介護保険負担割合が1割の場合の参考金額となります。介護負担割合2割、3割の方は介護負担割合※の金額が2倍、3倍となります。

※基本料金については、施設の体制及び職員配置により加算の有無・金額が変動することがあります。

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、特定処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等ベースアップ等支援加算…基本サービスに各種加算を加えた1ヶ月の総単位数に12.2%(8.3%+2.3%+1.6%)を乗じた額の1割(又は2か3割)が入居者負担となります。

■特別養護老人ホーム

【介護保険で定められている加算】 ※加算要件を満たした場合に加算します。

令和4年10月1日

加算名	加算要件	単位数
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上である場合	6 単位/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が共同して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行った場合	12 単位/日
看護体制加算(Ⅰ)口	入所者の重度化に伴う医療ニーズや看取り介護に対応するために看護職員を手厚く配置している場合	4 単位/日
夜間職員配置加算(Ⅰ)口	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準をを満たす場合	13 単位/日
初期加算	入所した日から30日以内の期間について 30日を超える入院後に再び入所した場合も同様とする	30 単位/日
入院・外泊時費用	入院や外泊された場合(6日を限度として)	246 単位/日
看取り介護加算(Ⅰ)	主治医が終末期にあると判断した入所者で、医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した計画について、ご本人またはご家族の同意を得た上で看取り介護を行った場合、死亡月に加算されます。	
	施設での看取りを希望され死亡日以前31日以上45日以下に対して	72 単位/日
	施設での看取りを希望され死亡日以前4日以上30日以下に対して	144 単位/日
	施設での看取りを希望され死亡前2日又は3日に対して	680 単位/日
施設での看取りを希望され死亡日に対して	1280 単位/日	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善を行うため、取得要件を満たしている場合	1ヶ月の総単位数の 8.3%
特定処遇改善加算(Ⅱ)	おもに技能・経験のある介護職員やその他の介護職員、他職種の処遇改善を行うため、取得要件を満たしている場合	1ヶ月の総単位数の 2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等の収入を3%程度引き上げる為の措置で、取得要件を満たしている場合	1ヶ月の総単位数の 1.6%